

# 新屋鹿嶋祭保存会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「新屋鹿嶋祭保存会」と称し、事務所を秋田市新屋日吉神社会館に置く。

(目的及び組織)

第2条 本会は、文化財愛護精神に基づき、新屋の伝統行事である「新屋鹿嶋祭」の調査研究、保存顕彰並びに継承者の育成を目的とし、永く正しくこれを後世に伝承することを目的とする。本会は、これに賛同するものをもって組織する。

(事業)

第3条 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 「鹿嶋祭」の保存及び伝承、調査、研究に関すること。
- (2) その他必要な事業。

(構成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 新屋地区町内会（以下「町内会」という）及び学校。
- (2) 本会の目的及び趣旨に賛同する団体及び個人。
- (3) その他、役員会又は総会で認められた者。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総務 2名（会計担当1名含む）
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(顧問)

第6条 保存会に顧問を置くことができる。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、保存会を代表し、会議を招集する。
- (2) 副会長、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職を代行する。
- (3) 総務は、事務、会計を担当する。
- (4) 理事は、保存会の運営を企画執行する。
- (5) 監事は、年に1回以上の会務及び会計の監査を行う。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、随時指導助言をする。

(役員等の選出)

第8条 役員は次により選出する。

- (1) 役員は、総会において選出する。
- (2) 顧問は、総会において選出し、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期を次のとおりとする。

- (1) 役員任期を2年とし、再選を妨げない。
- (2) 役員欠員が生じた場合は、補欠を選出することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 保存会の会議は次のとおりとし、会長が召集する。

- (1) 通常総会は、年に一回開催し、会務報告、事業計画、予算決算、会則等に関することを審議し、総会出席者の過半数の賛同を得て承認を得て決議する。
- (2) 必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- (3) 役員会は、必要な都度開催し、総会に必要な資料調整及び保存会の運営、事業に関する事項を協議する。

(部会)

第11条 保存会に次の部会を設ける。

- (1) 事業部
- (2) 広報部
- (3) 調査研究部
- (4) 実技部
- (5) 製作部

(会費)

第12条 保存会の経費は、町内会及び学校からの負担金、会費、助成金、寄付金、その他をもって運営し、内容は次のとおりとする。

- (1) 負担金は、年間3,000円とする。
- (2) 会費は、団体及び個人から年間1口1,000円以上とする。

(会計年度)

第13条 会計年度を次のとおりとする。

- (1) 保存会の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

(事務簿)

第14条 保存会に、次の帳簿等を備える。

- (1) 会則、会員名簿、役員名簿、会計簿、証拠票綴、議事録、備品台帳、諸文書綴
- (2) その他、保存会に関連する資料。

附 則 この会則は、平成23年11月20日より実施する。